

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 8 月 30 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700172号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700180号

第1 結論

- 1 請求期間②のうち、訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における平成11年4月1日から同年10月1日までの期間、平成12年3月1日から同年5月1日までの期間、同年12月1日から平成13年1月1日までの期間、同年4月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から平成14年2月1日までの期間、同年3月1日から平成17年9月1日までの期間、平成18年3月1日から同年12月1日までの期間、平成19年1月1日から同年5月1日までの期間、同年9月1日から平成22年9月1日までの期間及び平成24年4月1日から同年9月17日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。別表1の第1欄に掲げる月の標準報酬月額については、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

別表1の第1欄に掲げる月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る別表1の第1欄に掲げる月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②のその余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

- 2 訂正請求記録の対象者のA社における別表2の第1欄に掲げる請求期間④から⑯までの標準賞与額を、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間④から⑯までの標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る請求期間④から⑯までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 3 請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

- 4 請求期間③について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(母)

基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成10年3月23日から同年8月1日まで
② 平成10年8月1日から平成24年9月17日まで
③ 平成15年上期
④ 平成16年上期
⑤ 平成16年下期
⑥ 平成17年上期
⑦ 平成17年下期
⑧ 平成18年上期
⑨ 平成18年下期
⑩ 平成19年上期
⑪ 平成19年下期
⑫ 平成20年上期
⑬ 平成20年下期
⑭ 平成21年上期
⑮ 平成21年下期
⑯ 平成22年上期
⑰ 平成23年上期
⑱ 平成23年下期
⑲ 平成24年上期

私の子（訂正請求記録の対象者）がA社に勤務した期間のうち、請求期間①の厚生年金保険被保険者記録がなく、請求期間②の標準報酬月額が給与明細書の金額よりも低く記録されている。また、請求期間③から請求期間⑱までの標準賞与額が記録されていない。請求期間当時の給与明細書等を提出するので、請求期間①の被保険者期間、請求期間②の標準報酬月額及び請求期間③から請求期間⑱までの標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②のうち、平成11年4月1日から同年10月1日までの期間、平成12年3月1日から同年5月1日までの期間、同年12月1日から平成13年1月1日までの期間、同年4月1

日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から平成14年2月1日までの期間、同年3月1日から平成17年9月1日までの期間、平成18年3月1日から同年12月1日までの期間、平成19年1月1日から同年5月1日までの期間、同年9月1日から平成22年9月1日までの期間及び平成24年4月1日から同年9月17日までの期間について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る預金通帳の写し及びA社に係る給与明細書により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、訂正請求記録の対象者の別表1の第1欄に掲げる月の標準報酬月額については、上記の預金通帳の写し及び給与明細書により確認若しくは推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、同表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社から回答を得られなかったものの、別表1の第1欄に掲げる月について、上記の預金通帳の写し及び給与明細書により確認若しくは推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の預金通帳の写し及び給与明細書により確認若しくは推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②のうち、平成10年8月1日から平成11年4月1日までの期間、同年10月1日から平成12年3月1日までの期間、同年5月1日から同年12月1日までの期間、平成13年1月1日から同年4月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間、平成14年2月1日から同年3月1日までの期間、平成17年9月1日から平成18年3月1日までの期間、同年12月1日から平成19年1月1日までの期間、同年5月1日から同年9月1日までの期間及び平成22年9月1日から平成24年4月1日までの期間については、上記の預金通帳の写し及び給与明細書により確認若しくは推認できる当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又は本来の報酬月額に見合う標準報酬月額若しくは報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額と同額又は低額であることから、標準報酬月額の訂

正は認められない。

- 2 請求期間④から⑨については、請求者から提出された訂正請求記録の対象者のA社の賞与に係る賞与支払明細書、賞与給料支払明細書及び給料支払明細書（以下「賞与明細書」という。）により、訂正請求記録の対象者は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

また、請求期間④から⑨までに係る賞与支給日について、A社の社会保険事務担当者の陳述により賞与支給月は7月と12月であることが推認できるものの、賞与支給日については、B社へ照会を行ったが、回答を得られなかった上、請求者は同社における賞与は振り込みではなかったと思う旨陳述しており、当該請求期間の賞与支給日を特定できる資料はないことから、賞与支給月の月末と認定し、それぞれ別表2の第1欄に掲げる日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は訂正請求記録の対象者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表2の第1欄に掲げる請求期間④から⑨までに係る標準賞与額については、上記の賞与明細書で確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者の別表2の第1欄に掲げる賞与支給日の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社から回答はなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 3 請求期間①について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者のA社に係る辞令、平成10年3月分の給料支払明細書、同年4月分及び同年6月分から同年8月分までの給与明細書により、訂正請求記録の対象者は、請求期間①において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記の給料支払明細書及び給与明細書により、訂正請求記録の対象者は、当該給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、請求者は訂正請求記録の対象者に係る平成10年5月分の給与明細書を保有していないものの、同年4月分及び同年6月分の給与明細書において厚生年金保険料を控除されていないことから、同年5月分の給与明細書においても厚生年金保険料を控除されていないことが推認できる。

さらに、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除等について、B社から回答はなく、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 請求期間③について、B社へ訂正請求記録の対象者に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について照会を行ったものの、回答を得られなかった上、請求者は請求期間③に係る賞与明細書を保有していないことから、請求期間③に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者はA社の賞与は振り込みではなかったと思う旨陳述しているところ、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る預金通帳の写しにおいて、同社からの賞与の振込額は確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

別表 1

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額（訂正前）	報酬月額に見合う標準報酬月額	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額
平成11年4月から同年9月まで	22万円	26万円		24万円	24万円
平成12年3月	24万円	28万円		32万円	28万円
平成12年4月	24万円	28万円		28万円	28万円
平成12年12月	26万円	36万円		30万円	30万円
平成13年4月から同年7月まで	26万円	28万円		28万円	28万円
平成13年9月及び同年10月	26万円	28万円		28万円	28万円
平成13年12月及び平成14年1月	26万円	28万円		28万円	28万円
平成14年3月	26万円	47万円		34万円	34万円
平成14年4月及び同年5月	26万円	28万円		34万円	28万円
平成14年6月から同年9月まで	26万円	28万円		30万円	28万円
平成14年10月	26万円	32万円		30万円	30万円
平成14年11月から平成15年2月まで	26万円	28万円		28万円	28万円
平成15年3月	26万円	32万円		30万円	30万円
平成15年4月から同年8月まで	26万円	30万円		38万円	30万円
平成15年9月	28万円	30万円		38万円	30万円
平成15年10月から平成16年2月まで	28万円	30万円		30万円	30万円
平成16年3月	28万円	32万円		30万円	30万円
平成16年4月から同年7月まで	28万円	30万円		30万円	30万円
平成16年8月及び同年9月	28万円	30万円		34万円	30万円
平成16年10月から平成17年3月まで	28万円	30万円		32万円	30万円

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額（訂正前）	報酬月額に見合う標準報酬月額	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額
平成17年4月から同年8月まで	28万円	34万円		34万円	34万円
平成18年3月	32万円	34万円		34万円	34万円
平成18年4月	32万円	47万円		44万円	44万円
平成18年5月及び同年6月	32万円	36万円		44万円	36万円
平成18年7月	32万円	36万円		38万円	36万円
平成18年8月	32万円	36万円		36万円	36万円
平成18年9月から同年11月まで	34万円		41万円	36万円	36万円
平成19年1月から同年4月まで	34万円		41万円	44万円	41万円
平成19年9月から平成20年3月まで	32万円		36万円	36万円	36万円
平成20年4月から同年7月まで	32万円		36万円	41万円	36万円
平成20年8月	32万円		36万円	36万円	36万円
平成20年9月から平成21年6月まで	30万円		41万円	34万円	34万円
平成21年7月及び同年8月	30万円		34万円	34万円	34万円
平成21年9月	28万円		34万円	34万円	34万円
平成21年10月から平成22年6月まで	28万円		34万円	36万円	34万円
平成22年7月及び同年8月	28万円		34万円	34万円	34万円
平成24年4月から同年8月まで	32万円		38万円	34万円	34万円

別表 2

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求 期間	賞与支給日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の標準賞与額
④	平成16年7月31日	37万5,000円	35万5,000円	35万5,000円
⑤	平成16年12月31日	30万円	27万2,000円	27万2,000円
⑥	平成17年7月31日	33万6,000円	32万円	32万円
⑦	平成17年12月31日	46万1,000円	38万5,000円	38万5,000円
⑧	平成18年7月31日	25万円	26万7,000円	25万円
⑨	平成18年12月31日	46万5,000円	81万5,000円	46万5,000円
⑩	平成19年7月31日	42万円	64万円	42万円
⑪	平成19年12月31日	44万円	45万6,000円	44万円
⑫	平成20年7月31日	52万2,000円	42万4,000円	42万4,000円
⑬	平成20年12月31日	38万2,000円	38万3,000円	38万2,000円
⑭	平成21年7月31日	47万8,000円	41万2,000円	41万2,000円
⑮	平成21年12月31日	46万8,000円	41万9,000円	41万9,000円
⑯	平成22年7月31日	36万8,000円	35万3,000円	35万3,000円
⑰	平成23年7月31日	44万円	44万8,000円	44万円
⑱	平成23年12月31日	48万円	42万7,000円	42万7,000円
⑲	平成24年7月31日	47万4,000円	38万7,000円	38万7,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700199号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700181号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を12万4,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は平成17年7月10日に同社から賞与の支給を受け、賞与額に見合う標準賞与額(12万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700214号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700182号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月12日及び平成21年7月10日の標準賞与額を15万円、同年12月11日の標準賞与額を16万7,000円、平成22年7月9日の標準賞与額を15万6,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月12日、平成21年7月10日、同年12月11日及び平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年12月12日、平成21年7月10日、同年12月11日及び平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年12月12日
② 平成21年7月10日
③ 平成21年12月11日
④ 平成22年7月9日

年金事務所からの連絡により、A社の請求期間①から④までに係る標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された賞与明細書並びに請求者の預金通帳の写しにより、請求者は、平成20年12月12日、平成21年7月10日、同年12月11日及び平成22年7月9日に同社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②については、上記賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され、請求期間③及び④については、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主によ

り賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までに係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成20年12月12日及び平成21年7月10日は15万円、同年12月11日は16万7,000円、平成22年7月9日は15万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年12月12日、平成21年7月10日、同年12月11日及び平成22年7月9日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700273号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700183号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月12日の標準賞与額を22万9,000円とすることが必要である。

平成18年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月12日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2006年12月度賞与明細」及び平成18年度下期賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、平成18年12月12日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成18年*月*日から平成19年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から22万9,000円とすることが必要である。